

令和6年7月9日

島根県土木部 港湾空港課 空港整備室 仙田、網干

TEL:0852-22-6317 FAX:0852-31-6247

Mail:kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

島根県空港条例第18条の規定に基づく過料処分について

島根県空港条例第4条第2項に基づく空港の運用時間外の離陸について、下記1の者が、知事の許可を受けず航空機を離陸させたため、同条例第18条の規定に基づき、5万円の過料を科すこととし、その旨の指令書を交付した。

1. 過料を科される者

日本航空株式会社

2. 指令書の交付日

令和6年7月9日

3. 過料を科す理由

島根県空港条例第3条において、出雲空港の運用時間は午前7時30分から午後8時30分までとし、同条例第4条第2項において、運用時間外に航空機の離着陸のため空港施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないと規定している。

日本航空株式会社は、令和6年4月16日、出雲空港において、正当な理由がなく、知事の許可を受けずに運用時間を1分超過した午後8時31分に航空機を離陸させた。

このことは、同条例第4条第2項の規定に違反しており、同条例第18条の規定により5万円の過料を科すこととした。

4. 経緯等

4月16日は羽田空域混雑と航路上の悪天候のため、今回条例違反をした286便（出雲発羽田行）に使用する機材の到着が遅延した。

このため、286便（定刻午後7時25分発）の出発が遅れることとなったが、日本航空株式会社は運用時間内に間に合うという判断で離陸し、結果的に運用時間を1分超過した。

5. 参考（関係条例）

島根県空港条例（昭和40年3月26日島根県条例第19号）（抜粋）

（運用時間）

第3条 空港の運用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要と認めるときは、これを変更することができる。

出雲空港 午前7時30分から午後8時30分まで

（施設の使用）

第4条

2 空港の運用時間外に航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

（罰則）

第18条 正当な理由がなくて第4条第2項の規定に違反して空港の施設を使用した者は、5万円以下の過料を科する。